IFRS 導入と公正価値会計の浸透

岩崎　勇
九州大学大学院

要　旨

公正価値会計は 1980 年代後半からのデリバティブ等の新しい金融派生商品の急速な開発・普及等を背景として，金融商品会計を中心として世界的な普及を見せている。この公正価値会計に関連して，国際会計基準委員会（IASC）は 1999 年に国際会計基準第 39 号「金融商品：認識及び測定」を公表した。また，国際会計基準審議会（IASB）は 2011 年 5 月に IFRS 第 13 号「公正価値測定」を公表している。他方，我が国においても，公正価値会計は会計ビッグ・バンに伴って 1999 年 1 月に公表されたいわゆる金融商品会計基準により，金融商品を中心として導入され，徐々にその適用領域が拡大されてきている。

このような状況の下において，ここでの問題意識は，公正価値会計の適用を推進する IASB が公表する IFRS を我が国へ導入した場合，どのような問題が生じるのかということである。そこで本稿では，文献研究に基づき IFRS のアドプションにより IFRS が我が国へ導入されたと仮定した場合，これに伴う公正価値会計の拡大とその問題点について検討することを目的としている。このための論文構成として，第 2 章第 1 節では，公正価値会計に関連する基準設定等の国際的な動向を概観し，第 2 節では，IFRS が我が国へ導入された場合の公正価値会計の拡大とその影響について検討を行っている。さらに，第 3 節では，IFRS の公正価値会計が我が国に適用された場合の問題点について検討している。

Ⅰ．はじめに

近年において国際財務報告基準（以下，「IFRS」という）を取り巻く国際的な動向は目まぐるしく変化している。例えば，欧州連合（以下，「EU」という）では，2005 年 1 月から EU 域内の上場企業の連結財務諸表について国際会計基準審議会（以下，「IASB」という）が作成した IFRS[1] に従って作成・公表することを要求している。また，我が国も IFRS を 2010 年 3 月期から早期に任意適用することを許容し，その後 2015 年頃から強制適用を行うか否かについて 2012 年に決定を行うという「我が国における国際会計基準の取り扱いについて（中間報告）」（BADC［2009］）を 2009 年 6 月に公表している。

このような状況にある IFRS には様々な特徴があるが，その中の主要な特徴の一つのとして公正価値会計（fair value accounting: 以下，「FVA」ともいう）がある。この公正価値会計は 1980 年代後半からのデリバティブ等の新しい金融派生商品の急速な開発・普及等を背景として，金融商品会計を中心として世界的な普及を見せている。この公正価値会計に関連して，国際会計基準委員会（以下，「IASC」という）は 1999 年に国際会計基準（以下，「IAS」という）第 39 号「金融商品：認識及び測定」を公表した。また，IASB は 2009 年 5 月に公開草案「公正価値測定」を，そして 2011 年 5 月には IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下，「公正価値測定基準」ともいう）を公表している。他方，我が国においても，公正価値会計は会計ビッグ・バンに伴って 1999 年 1 月に公表されたいわゆる金融商品会計基準により，金融商品を中心として導入され，徐々にその適用領域が拡大されてきている。

このような状況の下で，ここでの問題意識としては，公正価値会計の適用を推進する IASB が公表する IFRS を我が国へ導入した場合，どのような問題が生じるのかということである。そこで本稿では，文献研究に基づき IFRS のアドプションにより IFRS が我が国へ導入されたと仮定した場合，これに伴う公正価値会計の拡大とその問題点について検討していくことを目的としている。このための論文構成として，第 2 章第 1 節では，公正価値会計に関連する基準設定等の国際的な動向を概観し，第 2 節では，IFRS が我が国へ導入された場合の公正価値会計の拡大とその影響について検討し，第 3 節では，IFRS の公正価値会計が我が国に適用された場合の問題点について検討している。なお，本稿のユニークさは，IFRS が我が国に導入されたと仮定した場合の公正価値会計の拡大とその問題点を文献研究に基づいて理論的に検討している点である。

Ⅱ．IFRS 導入と公正価値会計の拡大についての検討

1. 公正価値会計の展開

ここではまず，IFRS 導入と公正価値会計の拡大の問題について検討していく前提として，国際的な公正価値会計に関連する基準設定等のトレンドを確認しておきたい。これを略年表の形で纏めれば，表 1 のとおりである。

表 1 のように，公正価値会計に関して，IASB は 2005 年 9 月にその討議テーマに公正価値測定を追加した。そして，2006 年 9 月に米国 FASB は公正価値測定についての財務会計基準書第 157 号を公表した。そこで IASB は，この基準と IFRS の公正価値測

表 1　公正価値会計基準関係の略年表

年	月	内　　容
99	1	1999 年（日):ASBJ が会計基準「金融商品会計基準」を公表
	3	(国):IASC が IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」を公表
05	9	2005 年（国):IASB が公正価値測定を討議テーマとして追加
06	2	(国):IASB と FASB とのMoUの一つとして「公正価値測定」を取り上げる
	9	(米):FASB が SFAS 第 157 号「公正価値測定」を公表
	11	(国):IASB が討議資料「公正価値測定」を公表（米国の SFAS 第 157 号「公正価値測定」を基礎としている）
07	2	(米):FASB が SFAS 第 159 号「金融資産及び金融負債に関する公正価値オプション」(後の FASB-ASC　Topic820「公正価値測定及び開示」)を公表
08	3	(国):討議資料「金融商品の報告における複雑性の低減」を公表(いつの時点で公正価値に基づき金融商品を測定すべきか)
	10	(国):IASB の専門家諮問パネルが報告書「市場が活発でなくなった場合における金融商品の公正価値の測定と開示」を公表
09	4	(米):FASB がスタッフ意見書 FAS 第 157-4 号「資産又は負債に係る取引量及び取引水準が著しく低下した場合の公正価値の決定及び秩序ある取引でない場合の識別」を公表
	5	(国):IASB が公開草案「公正価値測定」を公表
	8	(日):ASBJ が「公正価値測定及びその開示に関する論点整理」を公表
	11	(国):IASB が IFRS 第 9 号「金融商品」を公表
10	6	(国):IASB が公開草案「公正価値測定に関する測定の不確実性分析の開示」を公表
	7	(日):ASBJ が公開草案第 43 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準(案)」、公開草案第 38 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針(案)」を公表
11	5	(国):IASB が IFRS 第 13 号「公正価値測定」を公表

（注）（国）：IASB，（米）：米国，（日）：日本，FASB：財務会計基準審議会，SFAS：財務会計基準書，ASBJ：企業会計基準委員会
（出所）著者作成

定ガイダンスの多くが共通しており，かつ IFRS と US GAAP とのコンバージェンスを促進するために，自己の討議資料の基礎として，この米国基準を利用した。これをベースとして公開草案等が作成・公表され，2011 年 5 月には最終基準である「公正価値測定」が公表されている。

2. 公正価値会計の拡大

IFRS の我が国への導入に伴って公正価値会計の適用範囲がどのように拡大するのであろうか。これについて，これまでの公正価値会計の拡大も含めて検討することとする。なお，国際的な公正価値会計の展開を考える場合に，その適用が初期の頃には，当初認識時の公正価値測定であったのに対して，IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」以降においては，資産負債の事後測定時において公正価値測定が適用され，その差額が損益計算にも反映されるようになってきている（北村［2010］3 頁)。そこで，まず当初認識時の公正価値測定を確認し，その後で事後測定時の公正価値測定について検討していくこととする。

(1) 当初認識における公正価値測定

まず初期段階の公正価値測定つまり（事後測定における評価差額の損益への反映を行わない,）当初認識時すなわち資産負債の取得時ないし物品等の販売時での公正価値測定のうち主要な項目を見ていくこととする。これには，例えば，次のようなものがある。

① 固定資産と固定資産との交換等の場合の公正価値測定 (2)
② ファイナンス・リースの公正価値測定 (3)
③ 収益の公正価値測定 (4)
④ 非貨幣性資産による政府補助金についての公正価値測定 (5) 等

これらのものは，いずれも期中に取引が生じた場合の当初認識における公正価値測定の問題であり，評価差額の計上とその損益等への反映がない分，あまり大きな問題とされてこなかった。

(2) 事後測定における公正価値測定の拡大：金融商品内部での公正価値会計の拡大

次に，1980年代後半以降の急速な新しい金融派生商品の普及に伴って，資産負債の事後測定において公正価値測定が適用されるようになった期間における公正価値測定の拡大について検討していくこととする。

これは，金融商品内部における公正価値会計の拡大と金融商品以外（非金融商品）における公正価値会計の拡大とに分けられる。

まず，金融商品の内部での公正価値会計の適用領域等の拡大の例としては，例えば，次のようなものがある。

① 売買目的有価証券・デリバティブの公正価値測定・損益計上へ [6]
② ヘッジ会計（ヘッジ手段）の適用 [7]
③ 公正価値オプション（FVO）の適用 [8]
④ IFRS第9号において公正価値測定される金融商品について（原価測定の例外を設けず）全て公正価値で測定することの要請 [9]
⑤ 適用範囲の拡大：具体例：分類基準の変更等 [10]

このように，IFRSにおいては，金融商品の内部において公正価値測定の適用範囲の拡大が進行している。そして，IFRSが我が国へ導入された場合には，上述③以下の公正価値オプション，公正価値測定される金融商品についての全ての公正価値測定，適用範囲の拡大等が新たに採用されることとなり，大きな影響を及ぼす可能性がある。

(3) 事後測定における公正価値測定の拡大：非金融商品での公正価値会計の拡大

事後測定における公正価値測定の拡大における金融商品以外（非金融商品）の例としては，例えば，次のようなものがある。

① 固定資産に減損会計の強制適用 [11]
② 退職給付会計の時価評価の強制 [12]
③ 企業結合会計における公正価値を基礎とした取得原価の配分 [13]
④ 棚卸資産の低価法の任意適用から実質的な低価法の強制適用へ [14]
⑤ トレーディング目的の棚卸資産の公正価値評価の強制 [15]
⑥ のれんの非償却と減損処理の適用 [16]
⑦ 固定資産の再評価モデルの選択適用 [17]
⑧ 投資不動産の公正価値モデルの選択適用 [18]
⑨ 農産物，生物資産の公正価値評価 [19]

このように，非金融商品についても，徐々に公正価値測定の適用範囲の拡大が進行している。そして，IFRSが我が国へ導入された場合，上記⑥以下ののれんの非償却と減損処理の適用，固定資産の再評価モデル，投資不動産の公正価値モデル，生産物等の公正価値会計が新たに採用されることとなり，大きな影響を及ぼす可能性がある。

以上のように，IFRSにおいては，我が国と比較して，より広範囲に公正価値測定の適用がなされており，IFRSの我が国への導入により多くの側面で公正価値会計の拡大により大きな影響が予想される。

3. 公正価値会計の問題点

ここでは，仮にIFRSの全面導入に伴ってIFRS版の公正価値会計が我が国に適用されたと仮定した場合の問題点を検討する。これには，次のようなものがある。

(1) 会計の基本思考

従来（会計ビッグ・バン以前）の我が国の会計計算構造は，動態論に基づく発生主義会計ないし取得原価主義会計（HCA）である

表 2　IFRS と従来の日本の会計基本思考の比較

摘　要	従来の日本の会計の基本思考	IFRS の基本思考
①思考的背景	産業資本主義的な思考	金融資本主義的な思考
②利益観	収益費用中心観	資産負債中心観
③基本構造	発生主義会計・原価主義会計	全面時価会計
④時価の適用範囲	金融商品に限定*	金融商品・非金融商品（含：事業用資産）
⑤重視の対象	経営者の意図	市場・時価（公正価値）・外形
⑥思考の前提	ゴーイング・コンサーン	投資の清算価値
⑦志向の内容	製造業的・長期志向	金融業的・短期志向
⑧会計の本質・中心概念	配分	評価
⑨認識測定ベース	(実際)取引ベース	仮想的市場計算ベース
⑩財務報告情報の質的特性	信頼性（・目的適合性）	忠実な表現（・目的適合性）
⑪フロー対ストック	フロー重視	ストック重視
⑫中心的な利益	純利益	包括利益
⑬リサイクリング	リサイクリング重視*	リサイクリング軽視

* ただし，厳密には，この考え方は会計ビッグ・バン以後において明示されたものである。
（出所）辻山［2011］54 頁を参照して著者作成

と一般に解されてきた。他方，IFRS の基本構造は公正価値に基づく事業用資産を含む全面時価会計であると解される（辻山［2011］54 頁，斎藤［2010］194 頁）。両者における会計の基本思考（モデル）を図示すれば，表 2 のように纏められる。

各々の基本思考の背景には，我が国が伝統的に産業の発展により経済を豊かにしていこうとする産業資本主義的な思考を重視してきたのに対して，IFRS では，特に 1980 年代後半からの金融工学をベースとして生み出された新しい金融派生商品の発展とともに広まってきた英米の思考である金融資本主義的な思考（金融資本の増殖により経済を豊かにしていこうとする考え方）が影響しているものと考えられる（原［2009］181−185 頁，古賀［2011］9−22 頁）。これは，図式的には，我が国が長期志向でゴーイング・コンサーンを前提とした製造業的な思考の下での会計観を従来から採用してきており，他方，IFRS は，ファイナンス理論的な観点から企業それ自体も一つの商品として捉え，M&A 等により企業を売買することを視野に入れた考え方に影響を受けている。言い換えれば，IFRS は短期志向で投資の清算価値を常に念頭に置く金融業的な思考の下での会計観を採用していると考えられる。このことが，我が国において，（実際）取引ベースの会計を維持し，それゆえ事業用資産については原価測定を堅持するという主張に，他方，IFRS においては，ゴーイング・コンサーンを排除し得ることを前提として事業用資産にも再評価モデルを任意適用することによって，売却を前提とした評価（出口価格評価）を想定すると共に，仮想的市場計算ベースの会計である公正価値会計における公正価値概念として（投資の清算価値・売却価値を意味する）出口価格を採用するという主張に端的に表れている。このように，従来の我が国において採用されていた実際の取引をベースとして，その取得原価を配分していくという取引ベースの配分を会計の中心的なプロセスと考える取得原価主義会計から，IFRS に見られる仮想的市場計算ベースの評価を会計の中心的なプロセスと考える公正価値会計へ徐々に移行しつつある状況にある。そして，近年の我が国の会計の国際的なコンバージェンスはいわゆるプロダクト型会計からファイナンス型会計への（部分的な）転換

ともいわれるものである（古賀［2002］62−63 頁）が，もし IFRS が完全導入された場合には全面的な転換を迫られることとなる。

ここで問題となるのは，基本的には，どのような形の資本主義を志向するのかという思考的背景であり，その具体的な内容として，利益観と中心的な利益，リサイクリング，公正価値測定の適用範囲，財務報告情報の質的特性等が問題となる。そこで，公正価値会計で特に重要と思われるこれらの問題点を，以下では検討していくこととする。

（2）利益観との関連

利益観との関連については，従来我が国では，取得原価主義会計（ないし発生主義会計）モデルの下に利益観として（動態論ないし）収益費用中心観が採用され，純利益を重視してきた。しかし，現在では，国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から我が国の会計の概念的枠組み及び会計制度において，両利益観を折衷したハイブリット型利益観を採用し，純利益と包括利益の双方を表示する方法へ転換している（ASBJ［2006a］）。他方，IASB は基本的に資産負債中心観を採用し，包括利益を重視している（IASB［2010］）。仮に将来において IFRS が導入されたとすると，資産負債中心観を強調する考え方を採用することとなる。そして，この考え方を強調する場合には，収益費用中心観やハイブリット型のものを採用する余地は無いと考えられる。それゆえ，仮に資産負債中心観を強調した会計基準が設定され続ける仮定すると，以前問題となったように，例えば，「概念フレームワーク改訂プロジェクトの過程で示された FASB/IASB の理念的な議論を純粋展開させるならば，『純利益と包括利益の並列開示』から『包括利益の一元的開示』への移行が，コンバージェンスの今後の基本的な展開方向として規範化されることになるであろう」（藤井［2011］35 頁）というように，収益費用中心観に基づく純利益の開示を禁止して，資産負債中心観に基づく包括利益だけに統一するというような問題が再び起こることも考えられないわけではない。

また，米国会計学会（以下，「AAA」という）の財務会計基準委員会（以下，「FASC」という）が指摘するように，「貸借対照表アプローチは，しばしば，（例えば，現在価値のように，）信頼できない［資産負債の］再評価を要求するので，それらが，信頼し得るような客観的で信頼し得るように決定されるとき，現在価値への再評価に基づく改善を行うことを考慮して，伝統的な損益計算書アプローチが強調されなければならない」（AAA［2007］p. 236）と考えられる。すなわち，概念的枠組みの基礎として，資産負債中心観か収益費用中心観のどちらか一方という二項対立的な考え方でなく，一定の基礎的理論に従って両者をうまく使い分けることが必要であろう。すなわち，例えば，我が国の概念的枠組みのように，（単に資産負債中心観に基づいて，概念的枠組みを形成するのではなく，）収益費用中心観の良い側面も取り入れてハイブリッド型のものにしていくべきであろう。

（3）リサイクリングとの関連

リサイクリングについて，次のように，二つの利益観に密接に関連する。すなわち，資産負債中心観に基づく全面公正価値会計モデルの場合には，資産負債の差額である資本（持分）の（期首と期末の）変動が包括利益になるというクリーン・サープラス関係が成り立つと共に，財政状態計算書と包括利益計算書との連繋が成り立つので，一般にリサイ

クリングを行わないで包括利益のみを表示する方法が想定される[20]。他方，適正な期間損益計算を行うことを目的とする収益費用中心観に基づく取得原価主義会計モデルの下では，期間利益のボトム・ラインは純利益であり，この純利益を表示するという意味でリサイクリングを行うことが必要となる。すなわち，従来から収益費用中心観に基づく我が国の会計では実現概念が重視され，業績数値としては実現利益（ないしその代替数値）としての純利益が計算表示されてきた。この理由は，純利益が将来のキャッシュ・フロー及び現在の企業価値を見積もる上で有用であると考えられるからである。すなわち，より詳説すれば，貸借対照表を重視する資産負債中心観でしばしば主張されるように，貸借対照表上の「資産を全て集計した金額が，企業価値を代理する有用な情報になるわけではない。・・（中略）・・企業価値とは，現在持っている資産のストックによって代理されるものではなく，むしろ将来どの位の成果を稼ぐかという見込みによって決まる。したがって，企業価値を代理するのは資産の額やその時価ではなく，むしろ将来の恒久利益，すなわち毎期のキャッシュ・フローを永続的かつ標準化した額の利益に変換したものが，企業の価値を代理することになるはずである。それを現在の利益でとりあえず代理させるのが情報開示システムの役割である。重要なのは，資産・負債の変動が，利益の認識の必要条件でしかないということである」（斎藤［2011］9 頁）。

表 3　企業価値の代理値の考え方

企業価値の代理値	・貸借対照表上の時価評価資産の合計額
	・将来の恒久利益（＝毎期のキャッシュ・フローを永続的かつ標準化した額の利益への変換額⇒現在の純利益で代理）

（出所）斎藤［2011］9−10 頁を参照して著者作成

しかも，「純利益が・・（中略）・・恒久利益の予測に役立つ会計上の利益概念である」（同上 10 頁）ということである。このような観点から，IASB の議論を検討してみると，そこでは包括利益を重視し，純利益及びリサイクリングを軽視しているので，長期的にはリサイクリングを行わない会計基準の開発を考えているように推定できる。その証左として，例えば，IFRS 第 9 号「金融商品」においては，OCI オプション（その他包括利益で表示する方法）を選択した戦略投資株式等については，たとえそれが売却され，実現したとしても，それをリサイクルしないことや，金融負債に関して公正価値オプションを適用して自己の信用リスクの変動に伴う利益をその他の包括利益に計上した場合には，それが実現してもリサイクルしないという規定となっている[21]。それゆえ，従来の純利益概念について既に現実的に変容が生じていることとなる。しかし，投資家等の意思決定のために有用な財務情報を提供するという会計目的等の観点からは，前述のように，企業の業績として単にストックとしての資産負債の差額として計算される情報の有用性が低い包括利益を表示するだけでなく，フローの側面から業績指標としてより有用性の高い純利益を表示する必要がある。このために，「リスクから解放されていない状態で，評価差額として認識されたその他の包括利益項目が，その後に事業リスクから解放されるに至ったときには，改めて［狭義の］業績として純利益へリサイクルされる必要がある」（ASBJ［2002］2−3）と考えられる。さらに，IASB のようにリサイクリングを行わない場合には，純利益と株主資本とのクリーン・サープラス関係[22]が保てなくなるという問題も生じる。

以上のように，リサイクリングがなされな

いと，㋐これまでの収益費用中心観に基づき計算される純利益の性質を失わせることとなり，理論上大きな問題であるとともに，㋑投資家にとっても有用な情報が提供されなくなり，㋒クリーン・サープラス関係も維持できなくなるので，リサイクリングを行うべきである。

（4）適用範囲

前述のように，IFRS においては，公正価値測定は既に金融商品のみならず，投資不動産の公正価値モデルや固定資産の再評価モデル等のように，非金融資産にまで拡大されている。このような状況の下において公正価値会計についての理論的な課題の一つとして，どのような取引（状況を含む，以下同じ）について，公正価値会計を適用すべきなのか（すなわち公正価値会計の適用範囲）を理論的に明確にする必要がある。この場合，表 4 のように，㋐資産負債中心観から一定の資産負債が公正価値評価されるべきであると考えるものと，㋑収益費用中心観に基づく適正な期間損益の観点から一定の資産負債の公正価値評価を行うべきであると考えるものでは，その公正価値測定の範囲が異なってくる。この際，前者の方が一般にその範囲が広くなる（西川［2010］22−24 頁）と考えられる。

① 資産負債中心観の観点からの一定の資産負債の公正価値評価

この基本的な考え方は，基本的に貸借対照表を企業価値評価の代わりに用いようとするものであり，それゆえ，資産負債は貸借対照表日における価値（時価）に近ければ近いほど良いと考える。そして，本来全ての資産負債が公正価値測定されるべきであると考えるものである（西川［2010］24 頁）。周知のとおり，IASB はこの考え方を採用しているものと推定される。それでも，現実的な対応としては，混合測定を認めるとしても，固定資産の再評価モデルや投資不動産の公正価値モデルに見られるような非金融商品を含めて，できるだけ公正価値測定の対象を拡大していくと共に，少なくとも金融商品については，長期的にはその全てを公正価値で測定しようとするものである。この延長線上で，例えば，IAS 第 39 号に代替するものとして公表された IFRS 第 9 号「金融商品」では，公正価値測定されるべき項目について，信頼性を持って公正価値が測定できない場合には例外的に原価測定を従来認めていたが，この規定を削除し，全て公正価値で測定することを要求する，ということが制度化されているのである。

② 収益費用中心観に基づく適正な期間損益の観点からの一定の資産負債の公正価値評価

これは，適正な期間損益計算の観点から一定の資産負債の公正価値測定を行おうと考えるものである。この場合，公正価値評価の対象を，㋐損益のそれに限定する考え方と㋑その他包括利益まで含む考え方とがある。なお，

表 4　資産負債の公正価値測定の考え方

考え方		内　　容	具　体　例
⑴資産負債中心観		資産負債中心観から一定の資産負債の公正価値評価	売買目的有価証券、デリバティブ、その他の金融商品・非金融商品
⑵収益費用中心観	①損益	収益費用中心観に基づく適正な期間損益の観点から一定の資産負債の公正価値評価	売買目的有価証券、デリバティブ
	②その他包括利益		その他の金融商品等

（出所）西川［2010］22−24 頁を参照して著者作成

その他包括利益については，あくまでも資産負債中心観の主張を受け入れるための調整項目的な位置付けであり，積極的に公正価値測定を行おうとするものではないと考えられている（西川［2010］24 頁）。前者による場合には，実現可能性が高いことないしリスクからの解放がなされているので，売買目的有価証券とデリバティブが時価評価されることとなる。他方，後者による場合には，この他に，持合株式等のその他包括利益で計上される有価証券等が時価評価されることとなる。

なお，ここでの基本的な資産負債の評価と利益認識の基準は，資産負債の外形に拘わらず，その資産負債という経営者の意図に基づく投資の性質が，「事業投資に属するものを原価マイナス減価ないし減損で，金融投資に属するものを時価でというのが，現行の［日本］基準を根底で支える原則的な考え方」（斎藤［2009］170 頁）である。そして，「経済的な意思決定にかかわる所得が事前の概念なのに対し，会計の測定値は事後的な概念だから，それが意味を持つには事前と比較できる情報でなければならない。すなわち会計情報は，事前に期待した将来の成果と対比できる事後の事実を確定し，それをその先の期待形成にフィード・バックする役割を持つのである。・・（中略）・・そのためには，企業固有の成果を期待する事業投資と，価格変動の成果を市場取引で獲得する金融投資とでは，測定の仕方が異なるのはむしろ当然である。事業の成果を期待した投資であれば，確定した事実は事業から生じたキャッシュ・フローで測ればよいし，キャピタル・ゲインを期待した投資であれば，時価が変動したときに，それは既に成果が確定したとみて，その意味での金融投資に時価評価ないし公正価値評価を適用すればよい」（斎藤［2011］14 頁）と考えられる。このように企業活動における経営者の意図を反映した収益認識の方が，それを反映させないものよりも，より忠実に企業の実態を示すので，より有用な財務情報を提供できると考えられる。このような観点からは，事業用資産負債にまで公正価値測定の範囲を拡大することには問題があると考えられる。それゆえ，仮に事業用資産負債についての公正価値の情報が有用であるとするならば，財務諸表の本体ではなく，注記で開示すれば十分であると考えられる。

（5）信頼性

IASB は，公正価値の測定のために「入力数値（インプット）の相対的な主観性を考慮に入れて，公正価値を測定するために用いられる評価技法への入力数値を三つのレベルに優先順位付けを行う公正価値ヒエラルキーを提案している」（IASB［2009a］par.BC84）。このように，IASB は，公正価値測定が特にレベル 3 において主観性が高く，客観的でないことを

図 1　財務情報の質的特性の信頼性からの忠実な表現への変更

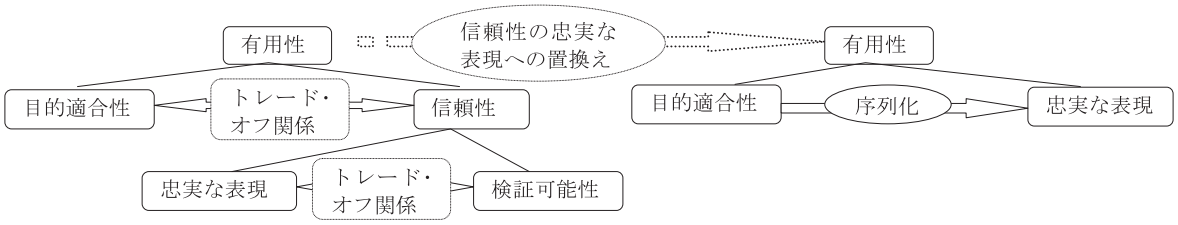

（出所）著者作成

自ら認めている。これと連動する形で，言い換えれば，取得原価主義会計を排除し，公正価値会計を本格的にIFRSへ導入し，かつその基本構造（大黒柱）とするために，IASBの概念的枠組みでは，財務報告情報の質的特性として，従来の「信頼性」に代えて「忠実な表現」を採用している（IASB［2010c］par.QC12，岩崎［2011a］42頁）。

このような財務報告情報の質的特性としての信頼性の削除と忠実な表現の導入の背景には，財務報告情報の質的特性における目的適合性と信頼性との論争があり，公正価値会計をIFRSの基本構造とするために，その中に特にレベル3に見られるような信頼性の保証されないものが存在するので，図1のように，信頼性による目的適合性に対するチェック機能を排除し，目的適合性を重視し，論理的秩序関係を構築する必要があったものと考えられる。すなわち，詳説すれば，信頼性の忠実な表現への置換えにより，新概念的枠組みでは，2重のトレード・オフ関係（目的適合性と信頼性とのトレード・オフ関係及び忠実な表現と検証可能性とのトレード・オフ関係）の双方を解消し，信頼性ないし検証可能性のチェックを受けない目的適合性及び忠実な表現を重視した財務報告情報の質的特性となっている。

さらに，この考え方を会計基準の段階で具体化する形として，例えば，前述のように，IFRS第9号「金融商品」においては，公正価値測定すべき項目については，従来の信頼性をもって公正価値測定ができないものについては原価測定を認めるという例外規定を削除し，すべて公正価値で測定することを要求する（IASB［2009b］）というような規定になっている。

しかし，簿記会計の歴史は，実際の取引に基づき客観的で証拠力（検証可能性）のある帳簿記録を基礎とするものであり，そこでの中心概念は信頼性であった。しかも財務報告の利用者が求めているのは，忠実な表現をした財務報告ではなく，信頼性のある財務報告である。すなわち，例えば，福島原子力発電所における原子炉の水位計が，水が無くなっているのにもかかわらず，核燃料以上の水があるという誤った数値を示し，それに基づいた誤った判断と対応がなされた結果，核燃料のメルトダウンにより未曾有の放射能汚染による大災害を日本にもたらしたように，そしてAAAのFASCが，「もしその［公正価値測定による］結果が，利用者が信頼できない数値であるならば，また，その数値が利用者を誤導するために操作される恐れについて［合理的な］理由があるならば，この数値は目的適合的でない。・・・正確性について監査しうる実際の市場取引に基づかない数値は，通常信頼性がない」（AAA［2007］p. 234）。それゆえ，公正価値測定によって，「そのような軟らかい（soft）数値を作り出す会計報告は，会計数値一般の目的適合性及び有用性に対して，有害である」（Ibid., 230）と指摘するように，たとえ忠実な表現であっても，信頼性のない財務報告ひいては「信頼性のないIFRS」であれば，その利用者を誤導する危険性があるので，適切ではない。また，従来，信頼性は目的適合性をチェックする機能を果たしてきたこと及び目的適合性と信頼性とはトレード・オフの関係にあり，これによりバランスのとれた会計基準の設定を可能にしてきた（ASBJ［2006］3頁）ものである。

それゆえ，これらの点からも信頼性を財務情報の質的特質として残すべきであると考えられる。

(6) 取引概念

取引概念に関して，表 5 のように，IFRS の想定する取引概念は，市場参加者の観点から見た交換取引でかつ仮想的な取引（hypothetical transaction:「仮想的な交換取引」）を想定している。それゆえ，その実質は，当事者が参加した実際の取引ではなく，単なる仮想的な取引である。そして，市場が存在する場合には，その市場価格を利用するが，市場が存在しない場合には，市場が存在すると仮定した場合に形成されると推定される交換取引に基づく価格すなわち仮想的市場価格を，評価技法を用いて計算することとなる。

表 5　取引概念

摘　要	公正価値会計	取得原価主義会計
①種類	交換取引	交換取引
②想定	仮想的なもの(仮想取引)	実際のもの(実際取引)
③ 当事者の参加	無(・有)	有
④内容	(単なる)仮想	事実
⑤包含時制	現在(・将来)＊	過去(・現在・将来)

＊：公正価値会計では，貸借対照表数値決定上，利益計算のための数値を除き，過去の（数値）情報は不要である。

（出所）著者作成

このように，公正価値会計は，市場参加者の観点における現在の資産負債の（仮想的）市場数値（仮想的市場計算ベース）を重視するので，従来の過去において当事者が参加した事実としての取引ベースからの離脱を意味し，ここに取引概念という基礎概念・測定基礎についての一つの重要なパラダイムシフトが行われつつある。

しかし，AAA の FASC によれば，このような取引概念の転換に関して，予備的概念的枠組みにおいて，次のようなコメントをしている。すなわち，「予備的概念的枠組みの個別的なパラグラフの分析から，これは根本的な欠陥のあるアプローチ（fundamentally flawed approach）であり，現在の形で採用すべきではないと結論した。我々は，予備的概念的枠組みに関して，以下の四つのことに基本的に反対である。・・・（中略）・・・2. それは，実際に関連する市場取引に基づいていないので，ほとんど信頼できない（例えば，モデルによる時価評価や現在価値として決定された数値のような）公正価値に依存していると考えている。そして，そのような『柔らかな（soft)』数値を提供する会計報告は，会計数値一般の目的適合性及び有用性にとって有害（harmful）であると考えている」（AAA［2007］p. 230）としている。また，2010 年に AAA の FASC が公表した「財務報告基準のための枠組み：問題と提案モデル」（AAA［2010］）においても，取引の説明に基づく認識と測定において，「会計は事実に基づくべきであり，推測（conjectures）に基づくべきではない」（AAA［2010］p. 476）とも述べている。このように，会計は，基本的に過去の事実としての取引に基づくべきであると考えられ，（市場価格のある金融商品については別として）特にレベル 3 のような，単なる仮想的な取引による数値を無条件に会計に導入すべきではないと考えられる。

Ⅲ　むすび

以上のように，本稿では，文献研究に基づき IFRS の我が国への導入とそれに伴う公正価値会計の拡大とその問題点について検討してきた。この検討により，次のようなことが明確にされた。

(1) 公正価値会計に関連する基準設定等の国際的な動向については，公正価値測定に関

連する会計基準の設定が世界的な拡大を見せていることが確認された。

(2) IFRS が我が国へ導入された場合の公正価値会計の拡大とその影響については，特に固定資産の再評価モデルや投資不動産の公正価値モデル等の選択適用が大きな影響を及ぼすことが指摘された。

(3) IFRS の公正価値会計が我が国に適用された場合の問題点については，会計の基本思考の転換を迫られること，資産負債中心観を強調する考え方（会計基準設定）になる可能性があること，リサイクリングを重視しない考え方によって従来の純利益の性質が変容してしまい，純利益の本来の情報価値を失う可能性があること，信頼性が軽視され，投資家等を誤導する可能性があること，公正価値測定の適用範囲として，金融商品にとどまらず，非金融商品まで広くその適用が拡大していく可能性があること等が明確にされた。

〔注記〕

(1) ただし，正確には EU 版の IFRS である。

(2) IAS 第 16 号「有形固定資産」の par.24 では，公正価値測定を規定している。

(3) IAS 第 17 号「リース」の par.20 では，リースの当初認識において，ファイナス・リースの公正価値測定を規定している。

(4) IAS 第 18 号「収益」の par.9 では，収益の公正価値測定を規定している。

(5) IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」の par.23 では，非貨幣性資産による政府補助金について，公正価値測定を規定している。

(6) 有価証券の保有目的別分類に基づき売買目的の有価証券やデリバティブの公正価値測定による損益計上，売却可能有価証券の公正価値測定とその他包括利益計上等がある。

(7) ヘッジ会計では，ヘッジ手段として一般にデリバティブが用いられ，これを公正価値測定し，繰延等の処理が行われている。

(8) ヘッジ会計の簡略版としての一定条件を満たすものについて，公正価値オプションが導入されてきている。

(9) IFRS 第 9 号「金融商品」では，公正価値測定が信頼性を持って測定できない場合には，例外的に原価測定ができるという従来の規定を削除し，公正価値で測定されるべき金融商品についてはすべて公正価値で測定することを要求している。

(10) IFRS においては，金融商品会計基準の複雑性の低減等を理由として，例えば，分類基準を保有目的別分類からビジネス・モデルアプローチへの変更等によってその適用範囲の拡大が行われている。

(11) 固定資産への減損会計の適用による公正価値測定

(12) 退職給付会計について，従来は年金資産負債を原価評価していたものを，時価会計へ変更している。しかも，その処理方法自体についても，例えば，従来平均残存期間で償却処理していた数理計算上の差異を期末で一括計上するというように，公正価値測定の考え方がより一層強く打ち出されている。

(13) IFRS 第 3 号「企業結合」の par.18 や par.32 では，公正価値測定を規定している。この結果，取得原価の配分方法は，企業結合日時点の公正価値を基礎として配分されるために，企業結合により取得した棚卸資産等も公正価値で測定されることとなる。

(14) 棚卸資産について低価法の任意適用から実質的な低価法の強制適用へ。

(15) トレーディング目的の棚卸資産については，公正価値で評価し，評価損益はその期の純利益へ計上する。

(16) IFRS では，IFRS 第 3 号「企業結合」により生じたのれんについては，「のれんを取得時点で認識し，減損損失累計額を控除した金額で測定する」（par.B63）というように，非償却とし，かつ減損処理の対象としている。

(17) IFRS 第 16 号「有形固定資産」（pars.29−42），IFRS 第 38 号「無形資産」（pars.72−87）では，固定資産について当初認識後の測定において原価モデルと並んで再評価モデルが認められている。

(18) IAS 第 40 号「投資不動産」（pars.30−52）では，投資不動産（事業活動や販売用の不動産以外の，賃貸ないし価値増加を目的として保有する不動産）について当初認識後の測定において原価モデルと並んで公正価値モデルが認められている。

(19) IAS 第 41 号では，生産資産（例えば，牛等）については，当初認識時及び期末にその売却費用控除後の公正価値で測定しなければなら

ない（par.12）としている。また，農産物（例えば，牛乳等）については，収穫時点でその売却費用控除後の公正価値で測定しなければならない（par.13）としている。そして，これらの損益は，その期の純利益に含めなければならない（pars.26−29）としている。

(20) なお，ビッグ・バン後における部分公正価値会計モデルに属する我が国の現行制度では，この他にその他有価証券時価評価差額のように，（狭義の）業績とは考えられないので，損益計算書を経由せずに直接純資産の部に計上される項目（純資産直入項目）も計上されてきた。その後，包括利益計算書が導入され，その他包括利益としてそれを表示することとなってきている。

(21) IFRS においてリサイクリングを行わない項目として，固定資産の再評価差額，退職給付会計における給付建負債（資産）の純額の再測定額，戦略的投資等のその他包括利益選択の評価差額及び金融負債の公正価値オプションを適用した場合がある。

(22) クリーン・サープラス関係とは，資本（持分）の変動分が利益となるという関係のこと，言い換えれば，資本（持分）は利益を通じてのみ変動するという関係の制約式のことである。しかも，我が国の現行制度では，貸借対照表アプローチ的な純資産と包括利益との間のクリーン・サープラス関係のみならず，収益費用中心観的な株主資本と当期純利益とのクリーン・サープラス関係も成り立つという 2 元的連繋観となっている（西川［2010］25 頁）。

〔参考文献一覧表〕

岩崎勇［2008］「公正価値会計モデルと複式簿記」『經濟學研究』第 75 巻第 1 号 1−23 頁

―――［2009］「国際財務報告基準を取巻く国際的動向と日本の対応」『經濟學研究』第 76 巻第 2・3 合併号 67 - 87 頁

―――［2010a］「IFRS 第 9 号金融商品会計について」『税務通信』第 65 巻第 9 号 57−64 頁

―――［2010b］「IFRS 第 9 号金融商品会計基準の到達点と問題点」『經濟學研究』第 77 巻第 2・3 合併号 65−87 頁

―――［2010c］「国際財務報告基準（IFRS）を巡る米国の会計戦略」『税経通信』第 65 巻第 10 号 39−48 頁

―――［2011a］「IASB の会計概念フレームワークについて」『税経通信』第 66 巻第 5 号 38−43 頁

―――［2011b］「IFRS の概念フレームワークについて」『會計』第 180 巻第 6 号 29−42 頁

上野清貴［2005］『公正価値会計と評価・測定』中央経済社

―――［2006］『公正価値会計の構想』中央経済社

梅原秀継［2004］「公正価値測定と資産・負債の認識規準」『企業会計』第 56 巻第 12 号 25−31 頁

浦崎直浩［2002］『公正価値会計』森山書店

大日方隆［2002］「企業会計と情報開示制度の基礎」『會計』第 161 巻第 2 号 85−96 頁

企業会計基準委員会（ASBJ）［2002］「業績報告のあり方－IASB の提案に関するコメント」1−4 頁

―――［2006a］討議資料『財務会計の概念フレームワーク』（基本概念専門委員会）

―――［2006b］「ディスカッション・ペーパー『財務報告に関する改善された概念フレームワークについての予備的見解：財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報の質的特性』に関するコメント」1−12 頁

―――［2010a］公開草案第 43 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」1−15 頁

―――［2010b］公開草案第 38 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」1−29 頁

企業会計審議会（BADC）［2009］「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」1−17 頁

北村敬子［2010］「序論」日本会計研究学会『公正価値測定の意義とその限界』（中間報告）

草野真樹［2004］「公正価値測定と業績報告」『企業会計』第 56 巻第 12 号 41−48 頁

―――［2007］「公正価値会計の動向とその論点」『Osaka University of Economics Working Paper Series』No. 2007−6　1−17 頁

古賀智敏［2002］「金融商品とファイナンス型会計」『會計』第 161 巻第 2 号 62−73 頁

―――［2004］「公正価値測定の概念的構図と課題」『企業会計』第 56 巻第 12 号 18−24 頁

―――［2008］「国際会計基準と公正価値会計」『會計』第 174 巻第 5 号 1−28 頁

―――［2010］「公正価値概念の考え方」『企業会計』第 62 巻第 11 号 18−23 頁

―――［2011］「日本型開示システムの持続的発展可能性と理論的フレームワーク」9−30 頁，古賀智敏編著『IFRS 時代の最適開示制度』千倉書房

小西範幸［2008］「財務諸表の表示に見る公正価値会計の特徴」『會計』第 174 巻第 5 号 29−45 頁

斎藤静樹［2009］『会計基準の研究』中央経済社

―――［2010］「世界金融危機と会計基準」『武蔵大学論集』第 58 巻第 1 号 192−205 頁

――― ［2011］「会計基準開発の基本思考とコンバージェンスのあり方」『IMES DISCUSSION PAPER SERIES』日本銀行金融研究所 No. 2011-J-7
―――編著［2002］『会計基準の基礎概念』中央経済社
坂本道美［2002］「金融商品とファイナンス型会計」『會計』第 161 巻第 2 号 109-123 頁
辻山栄子［2011］「会計基準の国際化と会計基準のメタ・ルール」『會計』第 179 巻第 1 号 52-67 頁
角ケ谷典幸［2009］『割引現在価値会計』森山書店
徳賀芳弘［2010］「IFRS への日本の制度的対応」『會計』第 177 巻第 5 号 9-22 頁
西川郁生［2010］「時価評価の論点」『企業会計』第 62 巻第 1 号 22-25 頁
日本会計研究学会［2010］『公正価値測定の意義とその限界』（中間報告）
原丈人［2009］「株主資本主義から共益資本主義へ」181-185 頁　NHK 取材班『マネー資本主義』NHK 出版
福井義高［2008］『会計測定の再評価』中央経済社
松本敏史［2010］「今，もう 1 度会計の本質を考える」『會計』第 177 巻第 5 号 1-8 頁
丸岡健［2010］「公正価値測定及びその開示に関する会計基準案等について」『企業会計』第 62 巻第 11 号 24-31 頁
万代勝信［2002］「伝統的会計からみた金融商品の会計処理の位置づけ」『會計』第 161 巻第 2 号 74-84 頁
都正二［2010］「企業経営からみた時価評価」『企業会計』第 62 巻第 1 号 34-37 頁
山地秀俊［2010］「今，もう一度会計の本質を考える　歴史からのアプローチ」『會計』第 177 巻第 5 号 23-36 頁
山本謙三［2010］「市場価格の不確実性と金融商品の価値評価」『企業会計』第 62 巻第 2 号 4-5 頁
吉田康英［2004］「全面時価評価の動向および課題」『企業会計』第 56 巻第 12 号 49-56 頁
米山正樹［2010］「SFAS 第 156 号に基づく公正価値情報の価値関連性」『會計』14-27 頁
――― ［2011］「公正価値測定の理論的基礎」『産業経理』第 70 巻第 4 号 73-82 頁
若林公美・音川和久［2010］「公正価値と景気循環増幅効果」『産業経理』第 70 巻第 2 号 70-83 頁
渡邉泉［2010］「取得原価主義会計と公正価値」『會計』第 178 巻第 3 号 1-19 頁

欧文

AAA's Financial Accounting Standards Committee［2007］"The FASB's Conceptual Framework for Financial Reporting: A Critical Analysis," *Accounting Horizons*, Vol. 21, No. 2, June, pp. 229-238.
――― ［2010］"A Framework for Financial Reporting Standards: Issues and a Suggested Model", *Accounting Horizons*, Vol. 24, No. 3, pp. 471-485.
FASB［2000］SFAC No. 7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements.*
――― ［2006］SFAS No. 157, *Fair Value Measurements.*
JWG［2000］An Invitation to Comment on the JWG's Draft Standard, *Financial Instruments and Similar Items.*
IASB［2008］Discussion Paper, *Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments.*
――― ［2009a］Exposure Draft, *Fair Value Measurement.*
――― ［2010a］Exposure Draft, *Measurement Uncertainty Analysis Disclosure for Fair Value Measurements.*
――― ［2010b］Comprehensive Project Summary, *Developing common fair value measurement and disclosure requirement in IFRS and US GAAP.*
――― ［2010］*Conceptual Framework for Financial Reporting 2010.*
――― ［2011a］IFRS 13, *Fair Value Measurement.*
――― ［2011b］Project Summary and Feedback Statement, *IFRS 13 Fair Value Measurement*, pp. 1-30.
Walton P., ed.,［2007］*The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, Routledge.
SEC［2010］*Commission Statement in Support of Convergence and Global Accounting Standards*, Release Nos. 33-9109; 34-61578.
Song, Chang Joon, Wayne B. Thomas and Han Yi［2010］"Value Relevance of FAS No. 157 Fair Value Hierarchy Information and the Impact of Corporate Governance Mechanisms," *The Accounting Review*, Vol. 85, No. 4, pp. 1375-1410, June.